

世羅町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成16年10月1日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施行を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「特定建設工事共同企業体」(以下「特定共同企業体」という。)とは、大規模かつ技術的難度の高い工事等について、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を図る等を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(特定共同企業体の活用の基本)

第3条 町工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定共同企業体の活用は、その種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

(施工方式等)

第4条 特定共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 異業種間の特定共同企業体は、これを認めない。

3 対象工事に特定共同企業体と単体企業の双方を同時に指名してはならない。

(対象工事)

第5条 特定共同企業体の発注に付すべき工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に定める大規模かつ技術的難度の高い施設の工事(以下「典型工事」という。)で、町長が指名した工事とする。

(1) 1件の請負対象設計金額がおおむね10億円以上の橋梁、トンネル、ダム、下水道等の土木構造物

(2) 1件の請負対象設計金額がおおむね10億円以上の建築物

(3) 1件の請負対象設計金額がおおむね1億円以上の設備

2 前項に規定するもののほか、次の各号の一つに該当する場合は、町長の指定した工事を対象工事とすることができる。

(1) 工事の性格等に照らして共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められる工事

(2) 特殊な技術等を要する工事であって、确实かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事

3 対象工事の指定は、単体企業による施工の適否、技術的難度及び技術力の結集の必要性、技術移転の必要性とその有効性、安定的施工の確保の可能性等を総合的に勘案して、特定共同企業体による施工が真に必要であると認められるものについて行うものとする。

(構成員の数)

第6条 特定共同企業体の構成員の数は、2又は3社とする。ただし、1件の請負対象設計金額が典型工事の最低規模のおおむね5倍以上のものであって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められるものに限り、構成員の数を増やすことができるものとする。

(組合せ)

第7条 特定共同企業体の構成員の組合せは、次のとおりとする。

(1) 対象工事に対応する建設工事の種類資格審査を受けた資格者(以下「有資格者」という。)の組合せとする。

(2) 対象工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された有資格者同士の組合せ又は最上位等級に格付された有資格者と第2位等級に格付された有資格者の組合せとする。この場合において、第2位等級に格付された有資格者の数は、総構成員数の2分の1を上回ってはならない。

(構成員の資格)

第8条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について、特定建設業の許可を有して、原則として5年以上施工実績のある者であること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可及び施工実績年数は通算しない。

(2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であるこ

と。

(出資比率)

第9条 特定共同企業体のすべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第10条 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第11条 特定共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。